

## 2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権 統一規則

2025年1月1日制定  
2025年1月1日施行  
(2024年からの変更内容)

### 総 則

2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エンタラント）に対する2つの選手権から成る。

### 第1条 規定

1. 本統一規則の終局条文は日本語版とし、その解釈に関して疑義が生じた場合には日本語版が用いられる。本文中の見出しは参照を容易にするためのものに過ぎず、競技規則の一部を形成するものではない。
2. JAFは年度途中においても本統一規則について、見直しを行う場合がある。  
その内容は、全日本レース選手権ブルテンで発表される。
3. 本選手権競技会には下記の諸規則、規定が適用される。
  - － FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則（以下、「FIA国際競技規則」という。）
  - － 国内競技規則およびその細則
  - － 本選手権統一規則
  - － 競技会特別規則
4. 競技会特別規則、公式プログラムの表紙、公式通知、競技結果成績およびポスターには、目立つ位置に全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権のタイトルおよび所定のロゴマークを、その側面にJAFのマークとオーガナイザー名およびそのマークを表示すること。
5. 公式プログラムには、エンタラント名称、ドライバーの氏名のほか、その国籍、運転する車両の銘柄と型式を記載すること。

### 第2条 一般的合意事項

1. 本選手権に係わるすべての個人、団体ならびに組織は前条第3項に記されたすべての規則、規定を遵守することを条件に全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス

選手権競技会に参加することが許される。

2. 競技会期間中、エントリーに関わるすべての関係者は、当該競技参加者またはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。
3. 本規則および全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権に関する他の規定、または競技会審査委員会によって出された指示の解釈について疑義のある場合は、第17条に基づく抗議および控訴の権利を行使するか、またはJAFが特別の決定をしない限り競技会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。
4. オーガナイザーが、ドライバー、競技参加者、または車両について、後日、競技結果成績に影響を与えるような検査を実施する場合は次の各項に従って行われる。
  - 1) 事前に競技会審査委員会の承認を得ること。
  - 2) 検査結果発表時期をオーガナイザーが明示すること。
  - 3) 検査結果により、競技結果成績の訂正があり得ることをオーガナイザーが公式通知で発表すること。
5. 競技会に関係するすべての者（競技役員、参加者、ドライバーおよびチームクルー等）は、秩序ある行動をとること。他者に不快感や屈辱を与えると合理的に予想される脅迫的、敵対的、攻撃的な行為は厳に慎まなければならない、当該行為が確認された場合、国内競技規則1.1に拠る罰則の対象となる。

### 第3条 競技参加者の遵守事項

1. 競技参加者は、自己の参加に係わるすべての者に、すべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 競技参加者は、競技会期間中、代理人を指名することができる。ドライバーが競技参加者を兼ねている場合は、代理人を指名しなければならない。指名された代理人は、当該競技に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない、且つ、当該競技会において複数の競技参加者の代理人となることは許されない。

いずれの場合にも、事前に文書にて競技会事務局に提出しなければならない（第30条3. 参照）。
3. 競技参加者は、競技会期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証しなければならない。
4. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。
5. 競技参加者、ドライバー、チームクルーおよびゲストは、発行されたクレデンシャル等を常に正しく身につけていなければならない。

#### 第4条 競技許可証（ライセンス）

1. すべての競技参加者は、所属するASNによって発給されたライセンスを所持していなければならない。
2. すべてのドライバーは、限定国内競技運転者許可証A所持者を含み、国内競技運転者許可証Aまたはそれと同等以上のライセンス所持者とする。  
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。  
なお、次のいずれかに該当するドライバーは参加できない。
  - 1) 本規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
  - 2) 2024年のF I A-F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
3. ライセンスは参加申込時点で当該年度有効なものでなければならない。競技参加者およびドライバーはライセンスの資格停止期間中であってはならない。

#### 第5条 ペナルティポイント

ドライバーは、F I A国際競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」第2条（J A Fモーターススポーツイヤーズブック参照）を遵守しなければならない。

この条項に違反し、危険走行と判定されたドライバーは厳しく罰せられる。

1. J A Fは、F I A国際競技規則第12条（罰則）および国内競技規則11（罰則）に従い、本規則第15条1. に違反した本選手権参加ドライバーに対し下記の措置を適用する。
  - 1) 競技会審査委員会は、当該競技会において標記規則に違反したドライバーに対して罰則（訓戒・罰金・タイムペナルティ・失格）を決定したうえ、違反の内容に応じて下記の3段階の判定を必ず行い、競技会審査委員会報告書にその具体的内容を記載してJ A Fに提出しなければならない。

ペナルティポイント

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| A：故意または重大な過失による危険な行為…………… | 3点以上 |
| B：上記Aに属さない危険な行為……………      | 2点   |
| C：接触行為または、それに相当する行為……………  | 1点   |

- 2) 上記1) のペナルティポイントが一定の数に達したドライバーは、下記の罰則が適用される（ペナルティポイントはポイントを与えられてから連続する12ヶ月間有効となるため、その期間を過ぎたポイントは消えるものとする）。
  - (1) 6ポイントに達した場合は、自動的に次大会の出場は許されない（出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される）。
  - (2) 上記(1) の処分を受けた後に、4ポイントに達した場合は、次大会の出

- 場が許されない(出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される)。
- (3) 上記(2)の処分を受けた後は、常に、2ポイントに達すると、次大会の出場は許されない(出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される)。
- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
- ・ 2025年の本選手権の全戦の出場停止処分。
  - ・ 2025年の本選手権のポイントの剥奪。
  - ・ 2026年の本選手権の公式登録の拒否。
2. 出場停止処分の宣告は、国内競技規則11-10(出場停止(失格)処分)の宣告)に従い、遡及して施行されることがある。
3. 当該条項に従い課せられたペナルティポイントに対する抗議・控訴は認められない。

## 第6条 参加車両

1. 2025年JAF国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ(SFL)車両規定に適合した車両およびJAFが特に認めた車両とする。
- 車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. 本選手権競技は、国内格式競技または国際格式競技として開催される。
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2025年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離(レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離)を指すものとする。
4. 本選手権競技会は、1大会1レース制、1大会2レース制、1大会3レース制または、1大会2ヒート制とする。
5. 本選手権競技会のレース距離は、下記の通りとする。
- 1) 1大会1レース制の場合は、最短90km、最長100kmとする。
  - 2) 1大会2レース制の場合は、65km(65kmを超える最少周回数)のレースと最短90km～最長100kmのレースとする。
  - 3) 1大会3レース制の場合は、65km(65kmを超える最少周回数)のレースと最短90km～最長100kmのレース、およびそのいずれかの距離のレースとし、それらを2日に分けて設定すること。
  - 4) 1大会2ヒート制の場合、1ヒート最短65km、最長75kmとし、合計150km以内とする
  - 5) 国際格式競技として開催される場合は、何れのレース形態であっても最短走

行距離は6.5kmとする。

6. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。

設定されたレース距離が走破される前に以下の時間を経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。（赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が夫々の時間に達した時点で提示される。）

- 1) レース距離が6.5kmの場合は30分。
  - 2) レース距離が最短90km～最長100kmの場合は、40分。
7. 競技会終了後、その競技会が選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断された場合には、JAFは当該競技会の選手権タイトルを取り消す場合がある。
8. 選手権として認定された各レースは5台以上の車両がスタートしなければならない。5台に満たない場合、その選手権レースは成立せず得点は与えられない。
9. 年間に少なくとも3つの認定レースが成立しなければ選手権は成立しない。

## 第7条 選手権得点

1. 選手権得点は、所定の書式により予めJAFに公式に登録されたドライバーおよびチーム（エンタラント）に対して与えられる。
2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバーおよびチームに与える得点は、下記の得点基準を適用する。  
非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。
  - 1) ドライバーに対する得点：
    - (1) 得点は各認定レースの総合順位に基づき、下記の得点基準に従い授与される。
    - (2) ドライバーは年間の各レースを通じて第6条に合致する車両であれば、異なる車両で参加しても得点が加算される。
    - (3) 公式予選結果に基づきポールポジションを獲得した者に対して1点を与える。
  - 2) チームに対する得点：
    - (1) チームに対する得点は、エンタラントに対して与えられる。
    - (2) 各レースにおいて同一エンタラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。
    - (3) 各レースの順位による得点は下記の得点基準通りとする。

3) 得点基準 :

1 位 - 10 点	4 位 - 3 点
2 位 - 7 点	5 位 - 2 点
3 位 - 5 点	6 位 - 1 点

4) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い :

- (1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
- (2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75% (小数点以下切捨) 未満でレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
- (3) 先頭車両がレース距離の75% (小数点以下切捨) 以上を完了した後にレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。

5) ドライバーおよびチームが選手権レースとして開催された競技会で得た得点は、すべて選手権有効得点として合計される。

3. JAFは各選手権の最高得点者をスーパーフォーミュラ・ライツの全日本選手権保持者として認定する。
4. 当該部門の選手権保持者および上位入賞者はJAFモータースポーツ表彰式に出席しなければならない。

## 第8条 デッドヒート (同着)

1. 同着の場合には、同順位の競技者に対し、その順位と次に与えられる賞とポイントを等分して与える。
2. 複数のドライバーまたはチームが同一の有効得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。

この場合、当該ドライバーが獲得した選手権得点のうち、上記第7条2. 3) による各決勝レース結果に基づく選手権得点のみを対象とする。

- 1) 有効得点(上記第7条2. 5)による選手権得点の対象レースで得た得点)の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 2) 上記1) の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
- 3) 上記1) および2) の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。

最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点をもって決定する。それでも結果がでない場合は、さらにその前の

競技会における 得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

## 第9条 競技会の組織

オーガナイザーは、JAFが認めたクラブまたは団体でなければならず、当該選手権競技会の開催申請に際しては、定められた手続きを行わなければならない。

## 第10条 保険

オーガナイザーは、保険（共済制度を含む）に関し、事前に下記の措置をとるとともに、その加入について最初に行われるプラクティスセッション開始前までに競技会審査委員会に報告しなければならない。

### 1. 観客に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

### 2. 競技参加者に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびチームクルーに対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。
- 2) 競技参加者は、ドライバーおよびチームクルーが、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含み、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、チームクルーに対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを参加申込時に競技会事務局に申告しなければならない。

### 3. 競技役員に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で業務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。
- 2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを事前に競技会事務局に申告しなければならない。

## 第11条 レースディレクターおよび競技会審査委員会ドライビングアドバイザーの義務(役務)と権限

### 1. レースディレクター：

JAFは、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきレースディレクターを認定する。

レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。

レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や 判定に関する

事項について、シリーズを通した固有の判断に基づく提言を競技長に行ない、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する

- 1) 運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。
- 2) 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。
- 3) レースディレクターは、以下の事項についてFIA国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。
  - (1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。
  - (2) 全てのプラクティスセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。
  - (3) 全てのプラクティスセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。
  - (4) 全てのプラクティスセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。
  - (5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。
  - (6) 決勝レースにおけるセーフティカー導入および引き揚げ。
  - (7) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

## 2. 競技会審査委員会ドライビングアドバイザー：

経験豊富な当該選手権の元ドライバーまたは競技長経験者等とする。その役割は、モータースポーツ全般、また特に以下の事項について、競技会審査委員会および／あるいはレースディレクターに助言を与えて補佐することである。

- － コース上におけるドライバーと競技参加者の行為
- － 競技会審査委員会がドライバーの罰則等について審議する際の補佐。なお、アドバイザーは、競技会審査委員会の会議に出席しなければならないが、投票の権利は有さない。

## 第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を競技会特別規則に規定しなければならない。

### 1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名以上で構成する。

- ①委員長：\_\_\_\_\_ (JAF派遣)
- ②委員：\_\_\_\_\_ ( " )
- ③委員：\_\_\_\_\_ ( " )

- ④委 員：\_\_\_\_\_ (組織委員会任命)  
⑤ドライバーングアドバイザー：\_\_\_\_\_ (J A F 派遣)
2. 競技長：\_\_\_\_\_
- 副競技長：\_\_\_\_\_
3. レースディレクター：\_\_\_\_\_ (J A F 認定)  
副レースディレクター：\_\_\_\_\_ (J A F 認定)
4. 事務局長：\_\_\_\_\_
5. コース委員長：\_\_\_\_\_
6. 技術委員長：\_\_\_\_\_
7. 計時委員長：\_\_\_\_\_
8. 医師団長：\_\_\_\_\_
9. 救急委員長：\_\_\_\_\_
10. 広報委員長：\_\_\_\_\_
11. その他の主要役員：\_\_\_\_\_

### 第 1 3 条 公式登録および参加申込

1. 本選手権レースに参加するすべての競技参加者は、別に定める手続き（本規則巻末参照）に従い、J A F に公式登録申請を行わなければならない。また、申請内容に変更があった場合は、その旨速やかに届け出ること。
2. 当該公式登録申請に基づき各参加車両の競技番号（ゼッケン）が決定される（本規則巻末・競技車両番号の設定方法参照）。
3. 参加申込締切日は、レース開催日の少なくとも 2 1 日以前までに設定されるものとする。
4. 競技会組織委員会は、国内競技規則 4 - 1 9 に基づき参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付して J A F に報告すること。
5. 競技参加者、ドライバーおよびチームクルーは、参加申込に際し国内競技規則 4 - 1 5 で定める誓約文に署名しなければならない。
6. 参加申込書は、参加料およびその他の書類を添えてオーガナイザー宛てに送付すること。
7. 参加申込書の発送の証明は、受理の証明としては認められない。

### 第 1 4 条 競技参加者に対する指示および通知

1. 競技会審査委員会は F I A 国際競技規則第 3 条 6 項と第 1 1 条 9 項に従って、公式通知をもって競技参加者に指示を与えることができる。  
これらの公式通知はすべての競技参加者に公示され、場合により競技参加者は署名をもって受理の確認をする。

2. レースの順位および公式予選の結果、その他競技参加者に関する公報は、競技会特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、競技会技術委員会、競技長、組織委員会、競技会事務局等の決定事項または通知、あるいは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。
4. 上記2および3項に関する通知を電子的に対応する場合、オーガナイザーはその詳細について予め特別規則等にて参加者に周知しておくこと。この場合、オーガナイザーは通信環境やシステムに不具合が生じないよう留意すること。

### 第15条 インシデント

1. 大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。  
本条項の「危険なドライブ行為」とは、
  - 1) 衝突を起こしたもの
  - 2) 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
  - 3) 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
  - 4) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
  - 5) F I A国際競技規則付則L項第4章第2条に違反したもの等を指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。
2. 大会中に本条項に違反したドライバーは、厳しく罰せられる。  
この検証のため、競技役員より集計データ（データロガーの記録等）の提出を求められた場合、競技参加者はこれを提出しなければならない。

### 第16条 罰則

1. 本規則の違反、および競技役員の指示の不遵守に対しては、F I A国際競技規則第12条に定める手続きにより罰則が適用される。
2. 競技参加者は、罰金が課せられた場合には、その支払い義務を有する。
3. 本規則の解釈ならびに本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会における出席者の多数決によって決定される。
4. 罰則は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって競技参加者に対し迅速に通知される。これを電子的に対応する場合、オーガナイザーはその詳細について予め特別規則等にて参加者に周知しておくこと。この場合、オーガナイザーは通信環境やシステムに不具合が生じないよう留意すること。
5. スタート進行中を含めた決勝レースで執行される罰則は、以下の通りとする。
  - 1) 決勝レース中に課されるペナルティは、次の4つとする。
    - ① 5秒間のタイムペナルティ：

競技結果に対して5秒を加算する。

② 10秒間のタイムペナルティ：

競技結果に対して10秒を加算する。

③ ドライブスルーペナルティ：

ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ピットに停止せずにピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

④ ペナルティストップ：

ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして課せられた時間の間、停止した後、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。また、自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは、車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に、エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置によって再始動することができる。

2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示すボード、当該車両の競技番号を記入した黒のボードがコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。

① 反則スタート：タイムペナルティまたは、それ以上。

② 黄旗無視等のH項違反：タイムペナルティまたは、それ以上。

③ ピット作業違反：タイムペナルティまたは、それ以上。

④ ピットレーンの速度制限違反：タイムペナルティまたは、それ以上。

⑤ 第15条1. 違反：ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。いずれかの罰則に加えペナルティポイント。

⑥ スタート進行中の違反行為：ドライブスルーまたは、それ以上。

6. コントロールラインで、本条項5. 1) ③および④のペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

7. 失格の場合には、当該ドライバーに対しても信号で伝達される。この目的のため、当該車両の競技番号を記入した黒のボードと黒旗をコントロールラインで表示する。当該競技参加者またはその代理人も停止を指示する信号を当該ドライバーに表示すること。ドライバーが、なお停止しない場合には、追加の罰則が課せられる場合がある。

8. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項5. 1) ③および④のペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライブスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティスト

- ップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。
- 2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項5. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。
  - 3) 決勝レース中に違反行為を行ったドライバーに対し上記1) および2) による罰則の適用が履行できない場合、競技会審査委員会は、次大会の「スターティンググリッド降格」等の罰則を課することができる。
9. 本規則の罰則に関する明確な条項が規定されていても、必要な場合には罰則の追加を妨げない。
10. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。
11. 本条項に従い、「レース中に執行されたペナルティ」および「黒旗の表示」に対する抗議・控訴は認められない。
12. 競技参加者およびドライバー等のチーム関係者は、競技長によって待機の指示があった場合、もしくは事情聴取等を受けた場合は、正式結果発表まではサーキットを離れてはならない。やむを得ない事由により代理人を残す場合は、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

## 第17条 抗議および控訴

1. 抗議は、規定の抗議料を添えて文書で競技長に提出するものとする。  
競技参加者、または当該競技参加者が文書で正式に指名した代理人のみが抗議権を有する。
2. 抗議手続きは、FIA国際競技規則第13条に定められる。
3. 控訴手続きは、FIA国際競技規則第15条に定められる。  
控訴にともないJAFの定める控訴料を提出しなければならない。
4. FIA国際競技規則第11条16項に従ってなされた審判員の判定に対する抗議はできない。(FIA国際競技規則第11条16項および第13条7項参照)  
審判員の氏名は、公式通知にて発表しなければならない。

## 第18条 ドライバーの変更

1. 参加申込が正式に受理された後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

2. ドライバーの変更が許される期限は、競技会初日の参加確認時までとする。
3. ドライバー変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技会事務局長に提出すること。

## 第19条 ドライバーの遵守事項

1. すべてのプラクティスセッションおよび決勝レース中、ドライバーは定められたトラックのみを使用するものとする。

また、常にサーキットにおけるドライビングマナーに関する国際競技規則の規定を遵守しなければならない。
2. ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とは見なされない。

車両のいかなる部分も走路と接していない状態である場合、ドライバーは走路を外れたと判断される。

走路を外れた車両のドライバーは再度復帰することができるが、当該行為が安全であることが確認され、持続的なアドバンテージを得ることが一切ない場合にのみ行うことができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れることはできない。
3. 順位を守るために2回以上進行方向を変更することは認められない。順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両1台分の幅を空けること。
4. 直線走路で、あるいはプレーキングエリアの手前で、自らの順位を守ろうとするドライバーは、その最初の動きで走路の全幅を使用することができるが、追い越しを試みようとする車両の大部分が、順位を守る側の車両に横付けになった状態でないことを条件とする。このような方法で順位を守る間、当該ドライバーは正当な理由なく走路をはみ出すことはできない。

疑義を避けるため、追い越しを試みる車両のフロントウイング部分が先行車両のリアホイールにかかっている状態である場合、それは「車両の大部分」であると見なされる。
5. 走路端部を越えて故意に車両を押し出す、あるいはその他通常でない進路変更など、他のドライバーの妨害となる行為は禁止される。
6. レース中、車両がその他の車両に追いつかれて、その車両が周回遅れになろうとしている時、追いつかれた車両のドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いドライバーに追い越させなければならない。追いつかれたドライバーが自分より速いドライバーに追い越しをさせない場合、追いつかれたドライバー

に対し、後続のドライバーに追い越させなくてはならないことを示すために青旗が振動表示される。

7. ドライバーが自己の意志に反して、またその他の理由により、やむを得ず車両を停止する場合には、当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して、他の車両の支障とならないように配慮しなければならない。ドライバー自身がその車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員はこれを移動できる。この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰したときには失格とはならない。また、ピットレーン上でやむを得ず車両を停止した場合、競技役員の許可を得て、本規則第21条1で規定された最大4名によって自己の作業エリアへこれを移動でき、失格とはならない。
8. ドライバーは、コースに沿って車両を押ししたり、または車両を押し進めてフィニッシュライン（決勝線）を横切ることはいできない。
9. ドライバーに対しては、FIA国際競技規則付則H項に定める信号によって指示が与えられる。

## 第20条 競技車両番号

競技車両番号（ゼッケン）は、FIA国際競技規則第16条に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリアウィングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。

その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

## 第21条 ピットエリア

1. プラクティスセッションおよび決勝レース中、車両がピットレーンの作業エリアに停止した際、登録されたチームクルーのうち、最大4名が同時に当該作業エリアに出ることが許される。  
また、その車両に対し、上記4名のうち最大3名が作業につくことができる。  
ピットガレージ内において作業を行う場合の人数は、限定しない。
2. シグナリングプラットフォームへ出られる人数は参加車両1台につき3名までとし、ピットレーンを横断する場合は、走行する車両を妨げてはならない。また、シグナリングプラットフォームにおけるグリッドマーシャルの役務範囲に固定的設備を設置してはならない。
3. ピットエリアでの後退ギアの使用は厳重に禁止される。車両が自己のピットを行き過ぎて停止した場合には、当該車両は自チームのチームクルーによってのみ押し戻すことができる。
4. 自己のピット作業エリアにおいて作業を行う場合は、車両のエンジンを停止し

- なくとも良い。
5. タイヤ交換はピットレーンの作業エリアを含むピット内およびダミーグリッド上においてのみ許される。
  6. ピットレーンの作業エリアにおいて発火を伴う装置あるいは高温を生じる装置の使用は禁止される。
  7. 競技参加者は、ピットレーンのいかなる部分にも線を塗装して引いてはならない。
  8. ピットを離れる際に、安全が確認できた時にのみ車両をピットアウトさせることは、競技参加者の責任で行うこと。
  9. ピット出口には、グリーン／ブルー／レッドのライトが設けられる。  
プラクティスセッション中はグリーンライトが点灯しているときのみコースインすることができる。
  10. 予選および決勝レース中、作業エリアにて作業につくチームクルーは長袖、長ズボン等を着用することを強く推奨する。

## 第22条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：
  - 1) すべての競技参加者あるいは競技参加者が正式に指名した代理人およびドライバーは、規定により最初に行われるプラクティスセッションに先立って行われる書類検査のために、指定された場所に赴かなければならない。
  - 2) すべての競技参加者およびドライバーは、以下の書類を書類検査時に提示しなければならない。
    - (1) 国内格式競技の場合：  
ドライバーおよび競技参加者ライセンス、健康管理カード等
    - (2) 国際格式競技の場合：  
ドライバーおよび競技参加者ライセンス、メディカルサーティフィケート、開催国以外のASNに所属するドライバーは当該ASN発行の出場証明書等
  - 3) 競技会審査委員会により特別に許可が与えられた者を除き、検査に赴かない競技参加者やドライバーはすべてのプラクティスセッションおよび決勝レースに出場することは認められない。
  - 4) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所に下記のものを提示しなければならない。
    - (1) クラッシュヘルメット  
(FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られるものとし、FIA基準8860-2018-ABPに適合したものが推奨される。)

頭部と頸部の保護装置（FHRシステム）

（FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる。）

ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。

(2) 氏名および血液型のついた耐火炎レーシングスーツ

（FIA公認のものに限られる）

(3) レース用耐火炎グローブ（FIA認定のものに限られる）

(4) レース用耐火炎ソックス （       "       ）

(5) レース用耐火炎バラクラバス （       "       ）

(6) レース用耐火炎シューズ （       "       ）

(7) レース用耐火炎アンダーウェア （       "       ）

2. 車両検査：

1) 競技参加者やドライバーの書類検査とは別に、最初に行われるプラクティスセッションに先立ち公式車両検査を実施するものとする。その際、当該車両は出走可能な状態で公式車両検査を受けなければならない。

2) 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両の出走は認められない。

3) 最初の車両検査は競技参加者およびドライバーの検査とは別に行うことができ、各チームに割り当てられたガレージ、またはその他の場所で行うことができる。

4) 車両検査合格後に分解または改変された結果、当該車両の安全性が低下するか、またはその適格性に疑問が生じた場合、あるいは事故に遭遇し同様の結果となった場合には、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。

5) いかなる車両も、安全上の理由により出走を禁止される場合がある。

6) 競技長は、事故に遭遇した車両を停止し、車両の再検査ならびにそのドライバーの身体検査を求めることができる。

7) すべての公式予選のセッションを通じて最速タイムを記録した車両と競技会審査委員会が無作為に選定した1台以上の車両は、公式予選の最終セッションが終了した後、直ちに車両検査を受けなければならない。

また、公式予選において最速タイムを記録した車両、および最速タイムを記録した車両とは異なるエントラントから出走した車両の中で最も速いタイムを記録した車両、この2台の予選最速タイム記録時の車両データの3つの項目（速度、スロットル、フロントブレーキ）は、すべてのエントラントに開示される。

なお、最終の公式予選終了時点から当該車両検査の対象となる車両が指定されるまでの間、公式予選に参加したすべての車両に対する作業は、一切禁止される。この検査において、違反が発覚した場合、それまでのタイムを抹消する。

8) 各決勝レースまたは各ヒート終了後、少なくとも上位2台の車両が検査を受

けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。

9) オーガナイザーは競技会審査委員会に報告し、車両検査の結果を公表するものとする。

10) 競技会審査委員会および競技会技術委員長は：

- (1) すべてのプラクティスセッションの前後およびその途中ならびに決勝レースの前後に、車両またはドライバーの参加資格について検査することができる。
- (2) 車両検査中、車両の参加資格または適格性について確認するため、競技参加者に当該車両の分解を命じることができる。
- (3) 検査中の車両に自己が必要と認める部品、見本およびエンジン ECU ならびに車体を含むすべてのデータの提出を求めることができる。
- (4) 本条の権利行使に必要な一切の費用の支払いを、当該競技参加者に求めることができる。
- (5) 疑義が生じた場合、競技参加者に対し規則に適合している旨を証明させることができる。
- (6) すべてのプラクティスセッションの途中および終了後ならびに決勝レース終了後いつでも車両重量、車両寸法を点検することができる。

11) 競技会期間中、車両のいかなる部分であっても隠すようなスクリーン、カバーあるいはその他のいかなる方法の遮蔽物も、パドック／ガレージ／ピットレーンあるいはグリッドにおいて、いかなる時も許されない。

上記に加え、以下のことが特に禁止されている：

- (1) ガレージ周りでエンジンを交換あるいは移動している際の、エンジン、ギアボックスあるいはラジエターにカバーを使用すること。
- (2) ピットレーンにてスタンド上の使用されていないスペアウイングにカバーを使用すること。
- (3) スペアフロアなどの部品、燃料装置あるいは工具台車（それらに限らず）を遮蔽物として使用すること。

ただし、以下の事項ならびに、例えば火災から防護する目的などを含め、機械的な理由でカバー類が明らかに必要とされる場合は除く。

許可事項：

- (1) 破損した車両あるいは部品を覆うためのカバー。
- (2) 雨天の際にピットレーンあるいはグリッド上の車両に使用するカバー。

12) 本規定に違反した場合には、当該車両およびドライバーは失格までの罰則が課せられる場合がある。

なお、規定された重量を下回った場合、その計量結果における重量不足が、車両部品の偶発的損失によるものである場合を除く。

- 13) オーガナイザーが自動計測用発信装置（トランスポンダー等）を用意している場合は、競技参加者は車両検査時までに車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーは失格となる。

## 第23条 タイヤ

1. 本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用しなければならない。
2. プラクティスセッション開始から最終の決勝レースが終了するまでの間に車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ（以下、「ドライタイヤ」という）、および溝付きタイヤ（以下「ウェットタイヤ」という）は、当該大会の開催レース数にかかわらず夫々最大3セット（前輪6本、後輪6本）とする。  
また、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。
3. ドライタイヤのグルーピング、ウェットタイヤのリググループおよび裏組みを含み、タイヤに対する一切の加工は認められない。
4. タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止とする。タイヤの保管場所は密閉された空間であってはならず、外気温より著しく高温になる空間での保管は認められない。
5. タイヤの空気圧は管理される。

## 第24条 車両とエンジン

1. 車両：
  - 1) 予備車両またはスペアカー等の使用は認められない。
  - 2) 車体（シャシー）とは、サバイバルセル（モノコック）と定義し、シャシー製造者により貼付された「車体番号プレート」と車体に埋め込まれた「トランスポンダ番号」により特定、識別されるものとする。
2. 排気音量：
  - 1) すべての車両は当該年の全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権車両規定運用要項に規定された排気音量値を満足しなければならない。必要な場合は消音器を取り付けなければならない。  
排気口と測定器間の距離および測定方法等、その計測方法については当該年の全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権車両規定運用要項に従うこと。これ以外の測定方法を用いる場合は、その詳細を競技会特別規則に明記すること。

- 2) 消音器は競技会期間中（車両保管終了まで）に正規の機能を保持していなければならない。
3. 車両の変更：
  - 1) 参加申込が正式に受理された後の車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
  - 2) 車両の変更が許される期限は最初のプラクティスセッション開始30分前までとする。

ただし、これ以降に車体の変更を行う場合は、上記手続きと同様に競技会審査委員会の承認を得なければならない、最後尾グリッドからの決勝レース出走が認められる。
  - 3) 車両変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技会事務局長に提出すること。

## 第25条 燃料

1. 燃料補給はピットレーンの作業エリアを含むピット内においてのみ許される。ただし、ダミーグリッドにおいては3分前ボードが掲示されるまで下記4.を除き許される。予選中および決勝レース中における燃料補給は認められない。
2. 燃料をピットガレージ内に保管する場合には、競技参加者は最少容量4.5kgの消火器を2個以上準備し、正常に作動することを確認するとともに、燃料補給中は直ちに消火できるようチームクルーは消火器を構えて待機していること。
3. ピットガレージ内に保管されるすべての予備燃料は、3気圧の圧力に耐える防漏容器に保管しなければならない。
4. 決勝レース中にすべての液体の補給は認められない。従って、それらの液体の補給は、決勝レーススタート前までに自己のピットにおいて行うこと。
5. 本競技に使用される燃料は一般市販の無鉛ガソリンでオクタン価は最高102RONまでとする。
6. オーガナイザーは、燃料を指定しなければならない。その燃料の性状表は、競技会特別規則に明記すること。競技参加者は、指定された燃料から1銘柄のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し空気を除き、その他の気体・液体・固体を混入し使用することは一切禁止される。
7. JAF指定の燃料検査が行われる場合、競技参加者は、必ずその指示に従わなければならない。
8. 競技会審査委員会が車両トラブル等の不可抗力を認めた場合を除き、全ての走行セッション終了後、競技車両は他の援助を受けることなくピットエリア、もし

くは指定されたパークフェルメへ戻らなければならない。また、常に車両から1.0リットルの燃料サンプルを抽出できなければならない。

## 第26条 一般安全規定

1. 競技参加者は、そのドライバーに指示するためにF I A国際競技規則付則H項に規定された信号旗に類似した旗等を使用してはならない。
2. コース上におけるすべての修理は、車両に搭載されている工具や部品を使ってドライバーのみが行わなければならない。
3. ドライバーおよび特別の権限を持つ競技役員以外の者は、ピットおよびスターティンググリッドを除き停止車両に触れてはならない。
4. 公式予選および決勝レース中にやむを得ずまたはその他の理由により車両が停止した場合は、車載のスターターで当該ドライバーによってエンジンが再始動されなければならない。

決勝レース中に競技役員の援助によりエンジンが再始動した場合は、レースから失格となる。

エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置はピットエリア、スターティンググリッドおよびペナルティストップエリアにおいてのみ使用することが許される。

ピットエリアでの人為的な支援による発進は厳重に禁止される。また、後退ギアの使用も厳重に禁止される。
5. 競技長からリアライト点灯指示が出された場合、すべての車両はそれに従わなければならない。また、ウェットタイヤで走行する場合は、常にリアライトを点灯していなければならない。なお、当該ライトはいかなる場合においても常に機能しなければならない。
6. ドライバーは、コースを離れる場合あるいはピットに戻ろうとする場合には適時その旨を合図しなければならず、また危険がないよう確かめなければならない。車両を離れる場合、ステアリングホイールを取り付けなければならない。
7. レース終了の合図を受けたすべての車両は、定められたコースを通して直接パークフェルメに進まなければならない。途中、停車したり、物を受け取ったり、リタイアしたドライバーその他を同乗させたり、あるいは援助（競技役員の援助が必要な場合を除く）を受けたりしてはならない。
8. すべてのドライバーは、走行する際に常に耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、バラクラバ、シューズ、アンダーウェア、ヘルメットおよびシートベルト等を正しく着用しなければならない（F I A国際競技規則付則L項第3章参照）。
9. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレー

- ン通過速度（最高60km/h）を遵守しなければならない。
10. すべてのドライバーは、FIA国際競技規則付則H項に基づいた信号指示内容に精通し、それに従わなければならない。
  11. ペット類のパドックおよびピットエリアへの入場は禁止される。また、16才未満の者は競技中のピットレーンへの出入りは禁止される。また、競技車両およびオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号標（ナンバー）を有さない車両等の使用は禁止される。
  12. 競技参加者がピットと車両、あるいはその他の場所との連絡に無線機を使用する場合には、電波法および競技会特別規則に従って無線機を設置するものとし、あらかじめオーガナイザーに届け出て許可を得なければならない。この届出内容から逸脱し、電波法違反で取締りを受けた競技参加者に対しては、失格までの罰則が課せられる。
  13. 指定された場所以外での喫煙は禁止される。
  14. すべてのドライバーは、参加する競技会の参加受付の際に所定のメディカルシートを提出しなければならない。
  15. 医師団長あるいは競技長は、必要と認めた場合いつでもドライバーの身体検査を行うことができる。
  16. 医師団長もしくは、医師団長が指名する医師は、ブリーフィングに出席することができる。
  17. 事故によりドライバーが負傷し、その治療・回復に24時間以上の入院が必要となった場合、競技会医師団長は、直ちに負傷の程度、診断および処置内容を詳細に記した報告書をJAFに提出しなければならない。
  18. コースを走行したことによる場合を除き、競技参加者はコース路面のいかなる部分も改変するよう試みてはならない。

## 第27条 プラクティスセッション（公式予選等）

1. 1大会1レース制の場合、プラクティスセッションは、最少30分の「公式練習」と、その後2時間30分以上の間隔をおいて行われる20分～30分の「公式予選」夫々1回ずつで構成される。
  - 1大会2レース制の場合、次の何れかの方法が競技会特別規則に明記される。
    - 1) 10分の公式予選が2回行われる。その2回の公式予選は、10分のインターバルをはさんで連続して行われるものとする。この場合、各々の公式予選で使用できるタイヤは最大1セット（前輪2本、後輪2本）ずつとし、かつ各々の公式予選で異なるタイヤを使用しなければならない。
    - 2) 30分の公式予選が1回行われる。
  - 1大会3レース制の場合、公式予選の方式は当該競技会特別規則に記される。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

2. すべてのドライバーは、公式予選に参加・出走しなければならない（出走とは、コースインを行なうことをさす）。
3. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの総合上位3位までのタイムを平均し、その110%以内とする。
4. 競技長はコースの安全性の確保または、清掃、車両の回収のために必要な場合には、赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。公式予選中断の場合、予選時間の延長または短縮は競技会審査委員会が決定する。このようにいずれかの公式予選が中断された場合でもドライバーおよび車両の予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。

公式予選中にコースアウトした車両は、当該予選中、赤旗中断中およびインターバル中に自力で走行し自己のピットに戻った場合は、以降の公式予選に出走することが許される。ただし、その際に競技役員の手助けを受けた場合は、再びコースインすることは許されない。また、赤旗中断の原因となった車両も再びコースインすることは許されない。

なお、黄旗もしくは赤旗提示の原因と特定されたドライバーは、罰則の対象となる場合がある。

5. 各ドライバーのスターティンググリッドにおける位置を決定するため、公式予選中すべての周回を計時する。チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。
  - 2台以上の車両が同タイムの場合には、最初に記録した車両が優先される。
6. 公式予選中、黄旗提示区間を走行した車両の当該周回タイムは、公式予選結果として採用しない。
7. 公式予選通過基準タイム達成車両が、競技会特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、全ての競技車両は車両検査による安全性が確認されていることを条件に、決勝レースへの出場権が保障される。ただし、シリーズ初参加のドライバーはこの限りではない。

シリーズ初参加のドライバーのエントラントは予選通過基準タイムを達成しなかった場合、オーガナイザーを経由して、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提出することができる。

競技会審査委員会は、エントラントからの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。

ただし、次の条件を満たしていること：

- すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
- それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断され

- ること。
- それらのドライバーがすべての安全事項（サーキットの知識等）について保証されていること（当該嘆願書は、暫定結果発表後30分以内に大会事務局に対し提出すること）。
8. 決勝レースで適用されるピットエリア、コース上および安全に関する規則は、すべてのプラクティスセッションについても同様に適用されるものとする。
  9. 最終決勝レース日のフリー走行は、行われない。

## 第28条 公式予選後の記者会見

公式予選において、1位～3位となった車両のドライバーは、公式予選終了後に記者会見が設定された場合、速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。

## 第29条 スターティンググリッド

1. スターティンググリッドにつくことを許される車両台数は、当該サーキットの認可条件内で競技会特別規則に記される。
2. 公式予選終了後に、決勝レースのスタートが許されるドライバーの一覧表（第27条7.により救済されたドライバーがいる場合は、それを含む）が公表される。
3. スターティンググリッドは、遅くとも決勝レーススタート1時間30分前に発表される。

なお、1大会2ヒート制の場合の最終のスターティンググリッドは、遅くとも各ヒートの30分前までに発表される。第2ヒートのスターティンググリッドは、第1ヒートの競技結果に基づき決定される。第1ヒートに出走しなかった車両のスターティンググリッドは最後尾となり、該当車両が複数の場合のスターティンググリッドは、公式予選結果に基づき配列される。

また、何らかの理由により第1ヒートが行われない場合、第2ヒートのスターティンググリッドは、公式予選結果に基づき配列される。

4. 車両が決勝レースに出走できない場合、競技参加者は、決勝レーススタート2時間前までに、1大会2ヒート制の場合は、1時間30分前までに競技長にその旨通知しなければならない。1台ないしそれ以上の車両が撤退した場合、グリッドもそれに応じてつめられる。

なお、何らかの理由によりポールポジションの車両が決勝レースに出走できない場合、ポールポジションのグリッドは空席のまま残しておくものとする。

5. 最終のスターティンググリッド発表後、グリッドに着くことのできなかった車両の位置は空席のまま残すものとし、他の車両は各々のグリッドの位置に留まる

ものとする。

6. 1大会2レース制の場合、第27条1. に基づき以下の通りとする。
  - 1) 10分の公式予選が2回行われた場合：1回目の公式予選結果を第1レースのグリッドとし、2回目の公式予選結果を第2レースのグリッドとする。
  - 2) 30分の公式予選が1回行われた場合：夫々の競技車両が記録した最速タイムを第1レースのグリッドとし、夫々の競技車両が記録した2番目のタイムを第2レースのグリッドとする。
    - 1 大会3レース制の場合、グリッドの決定方法は競技会特別規則に記載される。各レースのポールポジションは上記により配列された車両において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。
7. グリッド上の列は、少なくとも7メートル離されること。

### 第30条 プリーフィングおよびミーティング

1. 競技長は、決勝レーススタートの遅くとも1時間前に競技会審査委員会の出席のもと、ドライバーを対象としたプリーフィングを開催する。

また、公式予選までに競技参加者を対象としたミーティングを開催する。

なお、上記ミーティングとプリーフィングは同時に開催することも許される。
2. プリーフィングは、全員が着座でき、騒音から離れた指定された場所において、当初発表された時刻通りに行われなければならない。
3. すべてのドライバーおよび競技参加者は、夫々、対象となるプリーフィングまたは、ミーティングに必ず出席し、かつ出席表に署名しなければならない。ただし、競技参加者が競技会に出席している場合でもミーティングのみ文書で代理人1名を指名することができる。なお、その代理人は、当該競技に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。文書は、少なくともミーティング開始30分前までに競技会事務局に提出すること（第3条2. 参照）。
4. 上記3. に定めた者および競技会審査委員会が認めた者以外の出席は認められない。
5. 競技参加者は、自チームのドライバーの出席に責任を負うものとする。定刻にプリーフィングに出席しないドライバー、ミーティングに出席しない競技参加者は、オーガナイザーが定める再プリーフィング/ミーティング料を支払い、再プリーフィングまたはミーティングを受けなければならない。
6. 競技長は必要に応じプリーフィングおよびミーティングを開催することができる。

この場合は適切な方法でドライバーまたは競技参加者に告知されるものとする。

7. ブリーフィング資料は、ブリーフィング開始前に競技会審査委員会の承認を得て、ブリーフィング終了後に公式通知として発表される。

### 第31条 スタート手順

1. スタートはスタンディングスタートとする。  
グリッドは、1×1のスタッガードフォーメーションで、スタート合図は灯火信号とする。
2. スタート20分前に各車両は自走で、コースを1周してグリッドにつくものとする。  
2周以上走行する場合はグリッド上を通過してはならず、ピットレーンを最徐行しなければならない。各々のグリッドに到着したら、エンジンを切って停止する。  
各自のスターティンググリッドについての時点から下記4. 1) に規定された時間まで第21条5. に従い作業が許される。
3. ピット出口はスタート10分前に閉鎖され、その2分前に警告音によって合図される。  
この制限時間内にピットから離れることができなかった車両は、スタートがなされた後、スタートした競技車両の集団がピット出口を通過した後に、ピット出口の信号灯にグリーンライトが点灯することによりピットスタートが許される。
4. スタートの進行は、5分前、3分前、1分前、および15秒前を表示したボード（またはシグナル）により表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。
  - 1) 5分前ボード（またはシグナル）：  
秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。この時点までにグリッドに着けなかった車両は最後尾スタートとなる。ただし、競技役員の指示があった場合はピットに入ってピットスタートとなる（本条3. および本条6. 参照）。
  - 2) 3分前ボード（またはシグナル）：  
コース上におけるすべての作業は禁止される。ドライバー、競技役員およびエンジン始動用外部エネルギー源を使用するチームクルー2名を除くすべての者はコース上から退去する。
  - 3) 1分前ボード（またはシグナル）：  
ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、上記2)で明記したチームクルー2名は、下記4)に明記された15秒前ボードが提示されるまでにグリッドから退去し、コース脇へ移動しなければならない。また、フォーメーションラップが開始された後にコース上から退去す

ること。

4) 15秒前ボード（またはシグナル）：

このボード（またはシグナル）の15秒後、グリッド前方で緑旗が振られ（グリーンライト）、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。グリッドを離れる際、すべてのドライバーは、スタートラインを通過するまで車両速度リミッターを作動させ、ピットレーン速度制限（最高60km/h）を順守しなければならない。

このラップにおいて、スタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たなければならない。競技長は安全上の理由から、このラップを2周以上行うことが認められる。その場合、追加の周回数は規定の周回数から減算される。

5. スタートできないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両が当該車両を通過した後、上記4. 3)に規定されたコース脇のチームクルーは、エンジン始動用外部エネルギー源を使用してエンジンの再始動を試みることができる。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとする。

上記方法によってもエンジンが始動しない場合は、競技役員に加え、必要に応じてコース脇にいたチームクルーが当該車両をそのピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所まで押し移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所に入れることもできる。その後、チームクルーは、エンジン始動用外部エネルギー源を使用してエンジンを再始動させることができる。

6. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れた車両は、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出した場合に限り、フォーメーションラップ中に自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。

7. 理由の如何にかかわらずフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。

8. 上記6及び7の車両が、第1セーフティーカーラインに到達するまでに自己のポジションに戻ることが出来なかった場合は最後尾グリッドもしくはピットレーンからのスタートとする。該当ドライバーが複数の場合、グリッド後方における新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。

9. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れ、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両および本条5項のチ

ームクルーによりエンジンを再始動した車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示され、他の車両を追い越すことが禁止される。

10. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、夫々のグリッドにエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら直ちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターはレッドライト5秒前ボード（またはシグナル）を表示する。当該ボード（またはシグナル）表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめてレッドライトを点灯する。

通常、レッドライト点灯後、2秒以上3秒以内にレッドライトが消灯してレースがスタートする。（並列5灯式のスタート信号灯[FIA Race weekend light procedure で使用される信号灯等]を使用する場合のスタート灯火信号オペレーションは、別途定める。）

グリッドに停止した車両は、レッドライト点灯後はレッドライト消灯まで静止状態を保たなければならない。

11. スターティンググリッドに帰着後、スタートできなくなった場合、当該ドライバーは腕を挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示し、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方における彼らの新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。
12. 上記8および11.において最後尾グリッドに着いた車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも、当初のグリッドに戻ることはできない。
13. 車両がフォーメーションラップ終了後にスターティンググリッドに着いた時点で何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。
- 1) グリッド上以外に問題がなく直ぐにフォーメーションラップが再開出来ると競技長が判断した場合、中断ライト（イエローまたはオレンジライトの点滅）の2秒後に緑色のライトが点灯し、「EXTRA FORMATION LAP」と表示されたボードが表示される。全車両はエンジンを切ることなく再度フォーメーションラップを開始する。
  - 2) その他の問題が発生し、スタートを遅らせる必要があると競技長が判断した場合は、中断ライト（イエローまたはオレンジライト）を点滅させ、「START DELAYED」（スタート遅延）ボードが表示され、全車両のエンジンは切られ、スタート手順は5分前の時点から再開される。
  - 3) 前記1) および2) いずれの場合においてもレース距離は1ラップ減らされる。

14. 上記 13. 項を適用することが必要になり、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。

15. 上記 13. 項の手順が 1 回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。

16. スタート後、スターティンググリッドにおいて発進不能となった車両がある場合、競技役員が当該車両に触れるまでの間、車載のスターターにより再スタートを試みることができる。

上記方法によってもエンジンが始動しない場合、競技役員は、直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。それでもエンジンが始動しない場合は、当該車両のピットまたは競技役員の指示による他の安全な場所まで押して移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは他の安全な場所に入れることもできる。その後、上記に示した場所でチームクルーが介入しエンジン始動用外部エネルギー源を使用してエンジンを始動させることができる。

ピットおよびピットレーンでの人為的な支援による発進は厳重に禁止される。

17. 反則スタートを判定するための審判員が任命される。反則スタートが確認された場合、競技会審査委員会は、当該車両に対して罰則を課す。(第 16 条「罰則」参照)

18. 決勝レーススタートの際、シグナリングプラットフォームには、許可された競技役員以外の立入りは禁止される。

19. サーキットが閉鎖されるか、あるいは競技を続行することが危険とならない限り、雨天におけるレースは中止されない。

20. このスタート手順に特例が認められるのは、下記の場合に限られる。

1) 5 分前のボード (またはシグナル) が表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に雨が降りだした場合はスタートラインで“START DELAYED”ボードおよび“10分”ボードが表示され、スタート手順は 10 分前の時点から再開される。もし必要であれば、上記 13. 項に定められた手順が認められる。

2) 決勝レースが迫っていて、かつコース上の水量が多くウェットタイヤでも安全上問題があると競技長が判断した場合には、競技長は“START DELAYED”(スタート遅延) ボードと同時に赤色地に“10”と記されたボードを表示することにより、決勝スタートを遅らせることができる。

この赤色地に“10”と記されたボードの意味は、再スタート手順が 10 分遅れて開始されることを意味する。10 分以内に天候の状況が回復したら、緑色地に“10”と記されたボードが表示される。緑色地に“10”と記されたボードの意味は、10 分後に緑旗が表示されることを意味する。緑色地に“10”のボードが表示されてから、5 分後にスタート手順が再開され、通常のス

タート手順のボード（またはシグナル、つまり、5分前、3分前、1分前、および15秒前）が表示される。

しかし、赤色地に“10”のボードが表示されてから10分以内に天候の状況が回復しない場合には再度、赤色地に“10”のボードが表示される。これはスタート手順再開までさらに10分間延長されることを意味する。この手順は、数回繰り返される場合がある。赤色地にしても緑色地にしても“10”と記されたボードが表示される時は常に警告音が放送される。

21. スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合がある。

### 第32条 決勝レース中のコースイン

決勝レース中は、ピット出口のグリーンライトが点灯しているときのみドライバー本人の責任においてコースインするものとする。

ピット出口のブルーライトの点滅は車両が近づいている合図である。

### 第33条 セーフティカー

FIA国際競技規則付則H項の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。

なお、以下の運用を認めることとする。

1. 決勝レース中のセーフティカー（SC）は、FIA国際競技規則付則H項に定められている通り、「ピットレーンからトラックに合流する」ことを基本としているが、スタート時および直後に発生した事故に対応するため、1周回に限り当該SCの待機場所を変更することが認められる。ただし、待機場所を変更した場合、オーガナイザーは関係者に対し公式通知およびブリーフィングによる周知徹底をはからなければならない。
2. 決勝レース中にセーフティカー（SC）により非競技化された際には、FIA国際競技規則に定められた「セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方に就き、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける（以下省略）」との手順を原則とするが、一度捉えた先頭車両がピットインした場合には、レースの状況を総合的に考慮し、競技長の裁量によりSCの直後を走行している車両を先頭車両と見做しレースを再スタートすることが認められる。
3. 競技長がそうすることが安全であると判断した場合、先頭車両に周回遅れにされていたすべての車両は、先頭車両と同一周回にいる車両及びセーフティカーを追い越すことが求められる。この運用を採用する場合は、ブリーフィング等で詳細手順を周知徹底すること。

### 第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

#### 1. レースの中断

##### 1) 中断の合図提示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。

その後、全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列で停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順にスタaggerドフォーメーションに配列されるものとする。

もし、コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、競技会審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

上記の全ての車両は、レースを再開することを許可される。

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。

天候または不可抗力により、関係者及び競技車両がグリッド上に留まることが危険であると競技長が判断した場合は、自己のガレージへ車両を移動することが認められる。その際、車両に対して許可される作業はグリッド上と同じである。競技の再開が判断され次第、ガレージへ移動する前の状態に戻してから本規則の手順が再開される。

##### 2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
- － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入った後は作業を行うことができる。
- － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

##### 3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にドライブスルーペナルティが課せられる。レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両のドライバーについてペナルティを課されることはない。

##### 4) レース再開により、ピットにいたすべての車両はピットを出ることができるが、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両の

内、レース中断後にピットレーンへ進入した車両を除きピットを出ることが出来る。この場合、レース再開の3分前ボード提示後にオフィシャルカーの先導により1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、3分前ボードが提示された時点でピットレーン出口にいた車両に限られる。

レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする全ての車両は、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。

5) レースの中断中、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：

- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
- － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
- － タイヤ交換

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

## 2. レースの再開

- 1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも10分前の警告が知らされる。
- 2) スタート再開前に、10分前、5分前、3分前、1分前、及び15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。
- 3) 3分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード（またはシグナル）以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。3分前ボード（またはシグナル）提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、（3分前に）ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう制する。

3分前ボード（またはシグナル）提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

- 4) 1分前ボード（またはシグナル）が提示された後にエンジンは始動されなければならない、チームのスタッフはすべて、15秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。15秒が

- ード（またはシグナル）が提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。グリッドを離れることができる残りの車両が出発すると、競技役員が車両をピットレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。
- 5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。
- セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。
    - － すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
    - － チームクレーがまだグリッド上の物を撤去している。
    - － さらに介入が必要な状況が重なって発生している。
- 6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
- 7) この周回の間は、赤旗ラインを離れる際に遅れてしまい、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。
- 8) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、残りの車両がラインを通過した後も動かなかつた場合、他の走行している車両を追い越してはならない。当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- 9) 競技会審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、第16条5. 1) ③あるいは④のいずれかのペナルティが課せられる。
- 10) この周回の間は、F I A国際競技規則付則H項2. 10. 15～2. 10. 18が適用される。
- 11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果がレース結果として採用される。
- 12) 1大会2ヒート制の場合、本条項は、ヒート毎に適用する。
- 13) ピットレーンの赤旗ラインを使用してレースを再開する実施方法は別途規定する。

### 第35条 FCY（フルコース・イエロー）

FIA国際競技規則付則H項の規定に準じて、FCY（フルコース・イエロー）による速度制限を課す場合がある。実施要件については別途公示される。

### 第36条 レース終了

1. レース終了の合図（チェッカーフラッグ）は、先頭車両が全レース距離を走破、または設定した時間が経過した時点で、直ちに表示される。  
チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。
2. 万一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数または設定された時間を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
3. また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース距離または設定された時間が達成された時点における順位に従って決定される。
4. チェッカーフラッグの表示を受けたすべての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。
5. チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。

### 第37条 車両保管

1. 順位認定の対象となるすべての車両は競技会審査委員会の監督の下に競技会特別規則に示されたパークフェルメに入り、それらの車両は競技会審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場所に保管される。
2. パークフェルメに立入許可できる者は競技役員を除き、オーガナイザーからの申請を競技会審査委員会にて確認後、公式通知として発行される。
3. なお、1大会2ヒート制の場合、第1ヒート終了後のパークフェルメは、競技役員から特別の指示がない限り、自己のピットレーンの作業エリアとする。第2ヒート終了後のパークフェルメは、競技会特別規則に定める場所とする。また、第1ヒートからそのヒートの正式結果発表時間までは、一切の作業は禁止され、競技役員にて監視される。第1ヒートで破損や故障した車両については、他の競技車両と同様に車両保管解除までは一切の作業は禁止される。ただし、第1ヒート終了後直ちに、または、継続して作業を希望する車両は、第2ヒートにおけるピットスタートを条件にその作業を認める。

### 第38条 順位認定の必要条件

1. 第1位の車両は、規定距離を最短時間で走破した車両とし、すべての車両は夫々達成した周回数の多い順に、また同一周回数を完了した車両についてはフィニッシュライン（各々の最終のコントロールライン）通過順に順位を決定する。  
ただし、最終周回タイムがポールポジションタイムの2倍を上回る車両については、これらのタイムは当該車両の走行距離算定にあたって考慮されない。  
なお、1大会2ヒート制の場合、下記のいずれかの方法により順位を決定する。
  - 1) 第1ヒートおよび第2ヒートの周回数と所要時間を合計した結果に基づき順位を決定する。
  - 2) 第1ヒートおよび第2ヒートの周回数を合算し、同一周回の場合は第2ヒートの結果に基づき順位を決定する。
2. 走行周回数が、優勝車両の走行周回数の90%（小数点以下切捨）に達しない車両は順位の設定を受けられない。
3. 万一、天候その他不可抗力の理由により、レースが通常の終了予定前に中止せざるを得ない場合には、第34条に定める手順に従うものとする。

### 第39条 賞の授与と記者会見

各決勝レースにおいて1位～3位となった車両のドライバーは、レース終了後に行われる賞の授与（暫定表彰）に出席すること。表彰台における式が終了後、上位3名のドライバーは、原則として速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。

---

#### （細則1.）

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則書に下記の各項目を明記しなければならない。また、特別規則の内容は本選手権統一規則の内容に相反したり、重複するものであってはならない。

#### ・競技会特別事項

##### 2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権

1. 競技会の名称：.....
2. オーガナイザーの名称（略称）：.....
  - － 代表者：.....
  - － 所在地：.....
  - － TEL：.....
  - － FAX：.....
3. 組織委員会：.....

- ①委員長 ..... ④委員 .....
- ②委員 ..... ⑤委員 .....
- ③委員 ..... ⑥委員 .....

(委員3名以上の氏名を記載)

4. 開催日程： 2025年 月 日 ( )
5. 開催場所： .....
6. 参加申込：
- 受付開始日： 2025年 月 日 ( )
  - 締切日： 2025年 月 日 ( )
  - 参加料： .....円
  - 参加申込先： .....
  - その他： .....
7. サーキット：
- 名称： .....
  - 所在地： .....
  - TEL： .....
  - FAX： .....
  - 長さ： 1周 ..... km
  - 周回方向： ..... 回り
  - レース距離： 第 戦： ..... km ( ..... 周)
  - (第 戦： ..... km ( ..... 周))
  - (第 戦： ..... km ( ..... 周))
8. 最大決勝出走台数： ..... 台
9. 決勝レーススタート時刻： 2025年 月 日 ( ) 時 分  
 (2レース制の場合： (2025年 月 日 ( ) 時 分))  
 (3レース制の場合： (2025年 月 日 ( ) 時 分))
10. 車両検査：
- 日時： 2025年 月 日 ( ) 時 分
  - 場所： .....
11. 車両保管場所： .....
12. タイヤ： (オーガナイザーが指定する製造者名等を記載すること。)
13. 燃料： (オーガナイザーが指定する銘柄の性状表を記載すること。)
- 供給場所： .....
  - 燃料補給方式： .....
  - ピット内の貯蔵 (方法と最大貯蔵量他)： .....
14. 書類検査：

- 日 時： 2025年 月 日 ( ) 時 分  
— 場 所： .....
15. ミーティング：  
すべての競技参加者または競技参加者から文書で正式に指名された代理人（1名）は、下記のミーティングに出席しなければならない。  
— 日 時： 2025年 月 日 ( ) 時 分  
— 場 所： .....
16. ブリーフィング：  
すべてのドライバーは、下記のブリーフィングに出席しなければならない。  
— 日 時： 2025年 月 日 ( ) 時 分  
— 場 所： .....
17. 3レース制の場合の公式予選方法、スターティンググリッドの決定方法：  
18. 1大会2ヒート制を実施する場合の順位認定方法（第38条1. 1）もしくは2）のいずれかを明記）： .....
19. 審判員の判定内容：  
FIA国際モータースポーツ競技規則第11条16項およびJAF国内競技規則10-20の審判員の判定事項は次の通りとする。
- 1) 審判員（走路）：  
FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。  
FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章第2条に関する判定。  
本規則第19条ドライバーの遵守事項に関する判定。
- 2) スタート審判員：  
本規則第31条スタート手順に関する判定。
- 3) 審判員（ピット）：  
本規則第21条ピット作業等に関する判定。
- 4) 決勝審判員：  
本規則第36条レース終了に関する判定。
20. 優勝者記者会見：  
— 日 時： 2025年 月 日 ( ) 時 分  
— 場 所： .....
21. 公式通知掲示板の場所： .....
22. 賞 典：  
— 授与の場所： .....
- 月 日： .....
- 賞典の細目： .....
23. コース公認番号： .....

24. J A F 組織許可番号 : .....

・ピット／パドックエリア等の見取り図

正確な位置を図示しなければならない項目

1. スタートライン
2. コントロールライン
3. フィニッシュライン
4. 赤旗ライン
5. ピット進入ロードおよび出口ロード
6. 書類検査場
7. 車両検査場
8. パークフェルメ
9. ウェイングエリア
10. ガソリンスタンド
11. ブリーフィング会場
12. ペナルティストップエリア
13. 競技会事務局
14. 競技会審査委員会室
15. 記者会見会場
16. 公式通知掲示板
17. メディカルセンター
18. ピットエリア（ピットエリアとは、ウェイングエリア、ピットレーン、ピットガレージを含んだ範囲とする。）
19. メインフラッグタワー
20. その他

(細則 2.)

・全日本選手権各大会における賞の授与（暫定表彰）および年間表彰について

1. 全日本選手権各大会における賞の授与（暫定表彰）は、以下のとおり実施されなければならない。
  - 1) 優勝者への賞典授与は、J A F 会長あるいは大会会長（または名誉会長）が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと
  - 2) 2位および3位の賞典授与は、上記1) で授与者となっている場合を除きオーガナイザー代表が行うものとする。
  - 3) 諸事情により、上記1) および／または2) が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

2. 選手権保持者および上位 6 位までの入賞者は、当該年の J A F モータースポーツ表彰式に出席しなければならない。

以上

## 2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権参加の為の公式登録申請について

「2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権」に参加するすべての参加者は、2025年日本レース選手権規定および2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権統一規則によりJAFに公式登録申請を行うことが義務づけられています。

全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権に参加出場を予定されている方は、下記に従い必ず申請して下さい。

### 記

- I. 申請書：①当連盟所定の書式を使用すること。  
②競技車両番号1番号につき、1枚の申請書が必要。  
③本申請書の記載内容に変更が生じた場合は、別添の変更届に詳細を記入して本連盟に提出すること。  
④最初の申請時に本年有効な競技参加者許可証（エントラントライセンス）のコピー（鮮明なもの）を添付すること。
- II. 提出期限：最初に参加する競技会の2ヵ月前まで。  
本申請書により各参加車両の競技番号（ゼッケン）を別紙の基準により決定する。
- III. 提出先：一般社団法人日本自動車連盟  
本部モータースポーツ部スポーツ課 レース担当 宛  
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館10階  
TEL：03-3578-4936 / FAX：03-3578-4937  
メールアドレス：sports@o3.jaf.or.jp

以上

## 競技車両番号（ゼッケン）の設定方法について（SFL）

### 1. 競技車両番号「1」および「0」について：

- ①前年のドライバー選手権者が引き続き当該選手権に参加する場合、当該選手権者が所属するエントラントが「1番」を使用することができます。ただし、当該エントラントが「1番」の使用を希望しない場合、「1番」は欠番となります。
- ②前年のドライバー選手権者が引き続き当該選手権に参加する場合、前年に所属していたエントラントが「0番」を使用することができる。
- ③前年のドライバー選手権者が当該選手権に参加しない場合、「1番」は欠番となります。  
ただし、当該選手権者が前年に所属していたエントラントが「1番」あるいは「0」を使用することができます。

### 2. 前年のドライバー選手権者が使用した番号について：

当該選手権者が所属するエントラントは、「1番」以外に、その使用予定の有無にかかわらず、前年に帰属していた番号のうち1つを独占的に確保できます。ただし、当該エントラントの同意があれば、これを空き番号とすること、又は交換・譲渡の対象とすることができます。

### 3. その他の競技車両番号について：

- ①エントラントは、公式登録申請時に希望の番号を選択することができます。ただし、希望番号が競合し当事者間で合意できなかった場合は、JAFモータースポーツ部の立ち会いのもと、抽選により決定します。
- ②前年に引き続き同一選手権に参加するエントラントについては、前年に使用した番号を優先的に使用することができます。  
ただし、これらの優先使用権は、当該エントラントが当該番号の使用を希望しない場合、又は当該エントラントが当該年最初の競技会の2ヶ月前までに公式登録申請を行わなかった場合には自動的に消滅します。
- ③番号が決定した後であっても、同一選手権を2大会連続して参加しなかった場合、当該エントラントに与えられた優先使用権は自動的に消滅します。
- ④番号が決定した後であっても、当事者間の合意があれば番号を交換又は譲渡することができます。